

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【公開番号】特開2005-237425(P2005-237425A)

【公開日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2005-035

【出願番号】特願2004-47481(P2004-47481)

【国際特許分類】

**A 6 3 F 5/04 (2006.01)**

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

A 6 3 F 5/04 5 1 6 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月13日(2007.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を遊技機内部に貯留する貯留手段と、

該貯留手段に貯留された前記遊技媒体を遊技機前面部に設けられた排出部より遊技機外部へと払い出すための払出手段とを備え、

所定条件を満たすことにより前記排出部から前記遊技媒体の払い出しを行うように構成した遊技機において、

前記遊技媒体が収容される収容箱を支持する支持手段を設け、

前記収容箱の開口領域が前記排出部から払い出される前記遊技媒体の落下経路を含むよう、前記排出部と前記支持手段との位置関係を設定したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記支持手段に前記収容箱が支持されているかを検出する検出センサと、該検出センサによる検出結果に基づいて前記収容箱が支持されていると判断された場合には遊技媒体の払い出しを許可する払出手段と、前記検出センサによる検出結果に基づいて前記収容箱が支持されていないと判断された場合には遊技媒体の払い出しを禁止する払出手段とを備えたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記払出手段により遊技媒体の払い出しが禁止されている状態において、遊技媒体の払い出しが行われる前記所定条件を満たした場合には、異常が発生したと判断し、遊技者に異常を報知する異常報知処理又は遊技を不能とする遊技不能処理の内の少なくとも一方の処理を実行する異常処理手段を備えたことを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記異常処理手段により異常が発生したと判断された後、前記支持手段に前記収容箱が支持されたと判断された場合には、前記異常報知処理及び前記遊技不能処理を自動的に解除することを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記支持手段として、前記収容箱が載置される平板状の板状支持部材を設けたことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の遊技機。

【請求項6】

前記板状支持部材を前記遊技機前面部より前方に突出する使用時位置と突出しない非使用時位置との間で切換配置可能としたことを特徴とする請求項5に記載の遊技機。

**【請求項7】**

前記板状支持部材の上面が前記遊技機前面部から遊技機前方に向けて上方に傾斜していることを特徴とする請求項5又は6に記載の遊技機。

**【請求項8】**

前記板状支持部材の外縁部の全体が上方に起立するように起立部を設けたことを特徴とする請求項5乃至7のいずれかに記載の遊技機。

**【請求項9】**

前記支持手段として、遊技機前方に延び前記収容箱の端部に設けられた折り返し部が係合される係合手段を備えた一対の長尺状支持部材を所定間隔離間させ、且つ同一の高さとなるように設け、各長尺状支持部材の前記係合手段に前記収容箱の折り返し部を係合させることにより前記収容箱の開口領域が前記排出部から払い出される遊技媒体の落下経路を含むように前記収容箱が支持される構成としたことを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の遊技機。

**【請求項10】**

前記長尺状支持部材を前記遊技機前面部より前方に突出する使用時位置と突出しない非使用時位置との間で切換配置可能としたことを特徴とする請求項9に記載の遊技機。

**【請求項11】**

前記長尺状支持部材の上面が前記遊技機前面部から遊技機前方に向けて上方に傾斜していることを特徴とする請求項9又は10に記載の遊技機。